

《「明治七年秋迄は、別条なくお通り」—「やしきのそうじ」の顛末》

—おふでさき二号解釈の一助として—

天理王明神廢

それから、神様の仰せられた通り、もんくがかはつて、王政復古、明治維新となつたので、神道の管領も廢せられ、随つて、先年下されました天理王明神の許も、無効に成ってしまひました。それから、取次の先生方は、改めて天理王明神の願に出ようと、相談致しました所が、神様は御許し被下ません。

『願に行くなら、いつて見よ。いきつかぬうちに、いきがつきるで。そんなこと、願にでるやないで』
と仰せられましたものですから、そんなに、いきのないやうになるほど、神様の御心にかなはぬ事なら、やめにしようといふて、誰も願に出ませず、そのまゝにいたして、どこのゆるしもなく、以前の様にして、通つて居りまして、何の障りもなく、だん／＼と信心する人はふえる斗りでござりまして、明治七年秋迄は、別条なくお通りに成りましたが、明治七年秋、山村御殿へ御越し被遊ましてから後は、明治八年を始めとして、十九年、御教祖様八十九歳の御春まで、警察署及監獄署へ御苦勞被下ました事が十八度、実に御苦勞被下ました道すがらでござります。(『正文遺韻』P56.諸井政一.1937.山名大教会)

一八六七(慶応三)年十二月九日、朝廷は王政復古を宣言し、一八六八(慶応四)年三月十三日、維新政府は神社制度に関する布告を發しました。

これは神祇官の再興を目指すもので江戸時代「神祇官代」であつた吉田神祇管領は、その役目を終えることを意味しました。

それによつて「天理王明神の提灯がでるから、一人もあばれにくるものはござりませなんだ」(『正文遺韻』P54)という状況が崩れることを心配した「先生方」は吉田神祇管領に代わる許しを得ようと考えます。しかし教祖はそれを許さなかつた。

許さなかつたにもかかわらずお屋敷は明治7年秋迄は別条なく過ぎていきました。

ところが明治7年秋を過ぎると教祖の御苦勞が始まります。

なぜ明治7年までは「別条なく」過ぎていったのでしょうか。そして明治7年秋を区切りにして何が変わったのでしょうか。

この問題を考えることで、明治2年に書かれた「おふでさき」2号の真意に迫ります。

慶応4年に神祇官が再興されるに伴って、吉田神祇管領は江戸幕府によって認められていた神社を管理する権限を失いました。

明治維新政府は王政復古＝神武創業の初めに基づき、神祇官を再興した

一八六七（慶応三）年十二月九日、朝廷は王政復古を宣言した。王政復古の沙汰書には、今後、摂関・幕府などを廃絶し、諸事「神武創業」の初めに基づくことが宣言された。江戸幕府の廃絶を宣言するのは当然としても、摂政・関白・内覧のほか武家伝奏・議奏や、幕末になって設けられた国事御用掛の廃止も命じた。つまりは、平安時代に始まり鎌倉・室町時代をへて江戸時代に継承された、令制にない朝廷の役職で、ここまで体制として機能していたものであった。これらの朝廷の役職と機構は、江戸幕府が容認し機能させていたものであったから、江戸幕府ともども、摂関などを否定するには、摂関の存在しなかった「神武創業」の初めに基づく必要があったのである。

それから三ヵ月後の一八六八（慶応四）年三月十三日、維新政府は神社制度に関する布告を発した。王政復古＝神武創業の初めに基づき、諸事を一新し、「祭政一致」の制度に回復するために、第一に「神祇官御再興御造立」を行い、そのうえでおいおい諸祭奠も興こすことが命じられた。「祭政一致」はこの時からめざすべき目標であった。第二に、「諸家執奏配下」の儀はとめられ、あまねく「天下之諸神社神主・禰宜・祝・神部」にいたるまで、今後は神祇官付属とするので、官位をはじめ諸事万端、神祇官へ願い立てるよう心えるように、という内容の布告であった。

神祇官を再興すること、これが第一に求められたのだが、それ以前、神祇官は存在していなかったという認識を前提とする。吉田家と白川家のそれぞれが八神殿を備え、神祇官代とされてはいたが、神祇官そのものの存在はなく、祈年祭も行われることがなかったことはこれまで述べてきたとおりである。一八六八（慶応四）年正月十七日の神祇事務掛、二月三日の神祇事務局の設置を受けて、閏四月二十一日神祇官が再興された。翌一八六九（明治二）年三月七日に明治天皇が東京に向かい京都を出立する。天皇は三月十二日に伊勢神宮をはじめて参拝し、二十八日には東京城に到着した。京都に残された天神地祇・八神・皇霊をまつる神殿を神祇官に設けた（一八七〇年正月）。(『江戸時代の神社』P91.高埜利彦.2019.山川出版社)

江戸時代における吉田家の権威

幕府から神祇管領長上職をおおせつけられ、神道裁許状や装束の許状を発給する権限も保証された吉田家

徳川家綱政権は一六六四（寛文四）年四月、諸大名二一九人への領知判物・朱印状および目録の宛行（あてがい）をいっせいに行った（「寛文印知」と呼ぶ）。・・・「寛文印知」を受けるために江戸城に登城した寺院僧侶や神社神職に向けて、「諸宗寺院法度」と「諸社禰宜神主法度」が直接命じられた。／ それでは「諸社禰宜神主法度」の内容について具体的に検討を進めよ。京都の松尾大社に伝わる史料によって、まず五カ条を書き下したうえで、説明を加える。

- 定 一 諸社の禰宜神主など、専ら神祇道を学び、その敬う所の神体、いよいよこれを存知すべし、有り来る神事祭礼これを勤むべし、向後（きょうこう）怠慢せしむるに於いては、神職を取り放つべき事
- 一 社家位階、前々より伝奏を以て昇進を遂ぐ輩（ともがら）は、いよいよその通りたるべき事
 - 一 無位の社人白張を着すべし、その外の装束は吉田の許状を以てこれを着すべき事
 - 一 神領一切売買すべからざる事
 - 一 神社小破の時、それ相応常々修理を加うべき事
- 附、神社慨怠なく掃除申付くべき事

右条々、これを堅く守るべし、若し違犯の輩これ有るに於いては、科の軽重に随い沙汰すべき者なり

一条目は、諸社の禰宜・神主などはもっぱら神祇道を学び、神体を崇敬し、神事祭礼をつとめることが命じられた。神主など神職が神祇道を学ぶのは当然のように思われるが、当時はそうではなかった。真言宗と習合した両部神道や天台宗と習合した山王一実神道の影響を排し、仏像ではなく鏡などの神体を崇敬し、神祇道をのみもっぱら学ぶように命じたのである。その意味するところは、神仏習合を否定し唯一神道（吉田神道）を、幕府が求めたということである。

二条目は、社家が位階を受ける場合、伝奏（朝廷に執奏する公家＝神社伝奏）が前々よりあるのであればこれまでどおりとする、とした。石清水八幡宮は広橋家の執奏を受け、松尾・稻荷・大原野の各社は白川家の執奏を受けてきたように、それまで神社に執奏家のある場合はそれを踏襲するというもので、二十二社の神社が念頭におかれていた。これに対し前々より神社伝奏との関係をもっていなかった全国の大多数の神社については、吉田家の執奏を受けるとの含意が込められていた。

三条目は、神職が身につける装束について、無位（位階のなどの社人は白張り（白布の狩衣）を着し、それ以外の装束は吉田家の許状を受ければ着すことができるとした。いいかえれば、白張り以外の装束は吉田家の許可がなければ着すことができないものとされた。・・・／この「諸社禰宜神主法度」が発布されたことで、吉田家にとっては幕府による強い後押しを受けることになった。

吉田神祇管領に替わって
古代の神祇官が復活した

古代の律令官制に基づいて復興された神祇官ですが、明治維新を境に行われるようになった天皇祭祀のうち、古代以来のものは新嘗祭のみだそうです。天孫降臨を祝う元始祭や神武天皇の即位を祝う紀元節祭は全く新しい祭祀なのだそうです。

ここではまず江戸時代以前の神社について、概観しておこう。古代律令制の神祇官制度は、現在にいたるまでの神社制度の源流となった。神祇官は律令官制の太政官とならぶ二官の一つで、朝廷の祭祀を執行するとともに地方の官社を統括した。朝廷の祭祀は、大嘗祭・祈年祭・月次祭・神嘗祭・新嘗祭などであり、その後も朝廷で受け継がれていった。平安時代の九〇五（延喜五）年編纂が開始された『延喜式』に神祇に関する記載があり、その「神名帳」には各地の神社名が記されている。朝廷祭祀で重要な、その年の五穀豊穰を祈念する祈年祭は、朝廷のみならず全国の神社で行うべき神事であった。天皇は勅使を伊勢神宮に遣わし、幣物をたてまつって年穀が豊かであることを祈った。伊勢神宮以外の各地の神社については、神祇官に神社神職を集め、幣物を配布（班幣）し全国の神社に持ち帰らせて、神々に供えて五穀豊穰を祈らせた。神祇官に召集された神社は七三七座あり、神祇官から幣を受け取ることから官幣社と呼ばれた。官幣社に准ずる格式の神社には、国衙に召集して国司から幣物をあたえ、神々に供えさせて、その年の豊穰を祈らせた。これらの神社を国幣社と呼び、全国に二三九五座を数えた。『延喜式』の「神名帳」には官幣社・国幣社あわせて三二二座が記載されており、これらを式内社と総称した。式内社の下には数多くの神社が村々に存在したのであった。（『江戸時代の神社』P3）

天皇が親祭する皇室祭祀、つまり天皇が自ら祭司の役割を担う祭祀は一三であるが、そのうち古代以来のものは、毎年の稲の新穀を天皇が天神地祇に供え、天神地祇とともに食する新嘗祭のみである。また、神嘗祭は新穀を神に捧げるもので、伊勢神宮のもっとも重要な祭祀だが、新たに宮中でも行うこととなった。他の11の祭祀は、新たに定められたものである。

まったく新しい祭祀として際立つものは元始祭と紀元節祭である。元始祭は一月三日に行われるもので、天孫降臨、すなわち天津日嗣（皇位）の始原を祝うもの、紀元節祭は初代天皇とされる神武天皇の即位を祝い、その即位日とされる日に行われる祭祀である。天皇が親祭する他の九つの祭祀は、例年行われる神武天皇祭、春季・秋季皇霊祭、春季・秋季神殿祭、先帝祭（明治期は孝明天皇祭）など、天皇家の先祖祭であり、いわば神武天皇から現天皇に至るまでの、「万世一系」と唱えられた歴代天皇の祭祀である。「万世一系」は国体論の核心をなす概念である。国家神道と国体論の関係については後で述べるが、新たな皇室祭祀は国体論と不可分のシステムとして導入されたことがここにもよく現れている。

古い伝統の名において国民的アイデンティティを構成し国民国家としての統合を実現することは、近代国家の重要な特質のひとつであり、そうしたいわば偽造された構築物として、近代天皇制を対象化して解析するというのが、私の課題である。

こうした課題設定の根拠を説明するために、近代天皇制にかかわる基本観念を、いま仮に、

①万世一系の皇統＝天皇現人神と、そこに集約される階統性秩序の絶対性・不変性

②祭政一致という神政的理念、

③天皇と日本国による世界支配の使命、

④文明開化を先頭にたって推進するカリスマ的政治指導者としての天皇、

と要約してみよう。そうすると、右の四点には古い由来をもつところもあるけれども、しかしより子細に点検すると、こうした諸観念が明確に形づくられてあるまどまりをもったのは、近世後期以降の日本社会全体の転換過程においてであったことが明らかになるのである。この点についての具体的論述は、後述に譲るが、たとえばもっとも中核的な①にしても、いわゆる「天壤無窮の神勅」を根拠に、天照大神以来の一系性をそれだけで絶対価値として強調したのは、十八世紀末の本居宣長以来のことである。天皇の地位の由来を天照大神から引き続く血統によって根拠づけることは、それ以前にも広く行われてはきたが、しかしたとえば儒学のばあい、天皇の地位は君徳との関係でとらえられていて、君徳を失った天皇は権力を失うものと考えられ、万世一系の血統はそれだけでは天皇の地位と権威を根拠づけることができなかったのである。また、②は、中世と近世の現実の朝廷・天皇とはかかわりがなく、十八世紀末以降に水戸学や国学がつくりだして明治政権によって採用されたイデオロギー、③は、やはり十八世紀末以降の対外的危機意識の高まりのなかで醸成された対抗ナショナリズム的な強がりと独善、④は、四つの観念のなかではもっとも遅れて、幕末の政治運動のなかで浮上して明治初年の開化政策のなかで一般化したもの、などとして具体的に分析できるものだと考える。（『近代天皇像の形成』P12）

（『近代天皇像の形成』カバー裏解説
安丸良夫.1992.岩波書店）

社会秩序の要として今日も機能し続ける天皇制。この天皇制をめぐるイメージの大部分は、近代国家の形成期である明治維新をはさむ約百年間に作り出された。

その生成と展開の過程を、思想史の手法によって、具体的な史料に即して分析。

近年の研究を体系的に総合して書き下ろされた本書は、近代天皇制の本質を鮮やかに解明する。

安丸良夫(やすまるよしお)(1934～2016)
京都大学文学部卒業。一橋大学名誉教授。

専攻は日本思想史(民衆思想)。

著書に、『神々の明治維新』(岩波新書)、

日本近代思想大系5『宗教と国家』、同大系21

『民衆運動』(共編著、岩波書店)、

『日本の近代化と民衆思想』、『出口なお』、『日本ナショナリズムの前夜』など多数。

『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」は、慶応3年に授与されたものではなく、明治維新に対応したものである

中山家には『辰年大寶恵』と表紙に書かれた慶応4(1867.辰年)年の6月から12月までの賽銭の上がりを書きとめた帳面が残されています。その中に「中臣祓詞(なかとみのはらいことば)」という人々はその折々の必要に応じて祓・禊の行事を執り行う時に唱読された文書が付いています。

「『辰年大寶恵』について」を書かれた上野利夫氏は、『辰年大寶恵』にある「中臣祓詞」について、他の「中臣祓詞」と詳細な比較をしています。『辰年大寶恵』にあるものをAとし、他のB～Eと較べたところ、「C、あるいはEにより近く、BはDによく似ている」という結論を記しています。Bとは、慶応3年に秀司が裁許状を得たときに伝授されたもの、Dは吉田神道に伝統的に伝わるもので、秀司が伝授されたものは伝統的なものだということが分かります。また、Bはト部良義という人によるもので、この人は明治2年の日付のある別の「中臣祓詞」もあり、それと同じものがCになっています。つまり、ト部良義という人は明治維新をはさんで2種の「中臣祓詞」を書き、秀司もまた、慶応4(明治元)年に早くも慶応3年に伝授されたものではなく、明治維新バージョンとも言えそうなものに近いものを書いたということになります。「明治維新という神道を中心にすえた政変」に素早く対応していたわけです。AとBとの最も大きな違いは、「第九 警諭又軍敗治要」に「皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始テ天下四方ノ国ニハ」という言葉がAにはあり、Bにはない事です。これは、A、C、Eにはあり、B、Dにはないということでもあります。

A「辰年大寶恵」に中山秀司が書写した中臣祓詞。

B『復元』第三十二号に所収(475～478頁)の「中臣祓詞」。古田家から天輪王明神玉串納之事及び木綿手綴の懸用免許時に伝授されたもの。ト部良義とある。

C『中臣祓詞／三種祓詞／身曾貴祓詞』という表題の木版本の中臣祓詞。「明治二年五月一日／正三位侍従ト部良義」と記された『中臣祓詞』と全く同じ。

D吉田神道を大成させた吉田兼俱の自筆本といわれ、根本伝書の一の『中臣祓』。

E表題はないが、大祓詞(巻物)で、天理図書館吉田文庫では、「太祓祝詞」と題名を付しているもの。

「神武創業」に対応する秀司

Aの当「辰年大寶惠」の「中臣祓詞」は、慶応三年七月に吉田家から授与されたBの「中臣祓詞」とは、かなり異なっていて、C、あるいはEにより近く、BはDによく似ているといえる。（『辰年大寶惠』についてP277）

ここで俯におちないのは、Bを授与した卜部良義が、Cと同じ内容のものを明治二年五月一日の日付で、中臣祓詞を書写していることである。このことは、明治維新という神道を中心にすえた政変と無関係ではなかったと察するが、明らかでない。（『辰年大寶惠』についてP280）

（『辰年大寶惠』についてP274 上野利夫 『教祖とその時代』1991）

〈第九 譬諭又軍敗治要〉

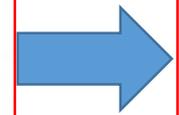
A 如此所聞食^シテハ皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始^テ天下四方國ニハ罪ト云フ罪⁽⁵⁾

B 如此所聞食^シ天波 罪止云⁽⁶⁾

C 如此所聞食^シ氏波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云布罪⁽⁷⁾

D 如此所聞食^シ天波 罪止云⁽⁸⁾

E 如此所聞食^シ豆波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云⁽⁹⁾



EDCB A

〈第九 譬諭又軍敗治要〉

如此所聞食^シテハ皇御孫ノ命ノ朝廷ヲ始^テ天下四方國ニハ罪ト云フ罪⁽⁵⁾

如此所聞食^シ天波 罪止云⁽⁶⁾

如此所聞食^シ氏波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云布罪⁽⁷⁾

如此所聞食^シ天波 罪止云⁽⁸⁾

如此所聞食^シ豆波皇御孫之命乃朝廷乎始^テ天下四方國尔波罪止云⁽⁹⁾

ノ如久朝ノ御霧夕ノ御霧ヲ朝風夕風ノ吹掃事ノ如久大津邊ニ居大船ヲ舳解放⁽¹⁰⁾

乃如久朝乃御霧夕乃御霧於朝風夕風乃吹掃事乃如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放⁽¹¹⁾

之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事之如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放⁽¹²⁾

乃如久朝乃御霧夕乃御霧於朝風夕風乃吹掃事乃如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放⁽¹³⁾

之如久朝之御霧夕之御霧乎朝風夕風乃吹掃事乃如久大津邊仁居留大船乃舳綱解放⁽¹⁴⁾

久彼方ノ繁木ガ本ヲ燒鎌ノ敏鎌ヲ以テ打掃事ノ如久

久彼方屋繁木加本乎燒鎌乃敏鎌於以豆打掃事乃如久

久彼方之繁木 本乎燒鎌乃敏鎌 以氏打掃事之如久

久彼方屋繁木加本乎燒鎌乃敏鎌乎以豆打掃事乃如久

久彼方之繁木 本乎燒鎌乃敏鎌 以豆打掃事之如久

※(D)打掃事乃の「掃」は『吉田叢書』第四編三八頁では「拂」と誤植カ。

お屋敷が神道説教の場となり、教祖はこれに反対した

明治政府の王政復古、神仏分離政策は、お屋敷周辺にいろいろな影響を及ぼします。まず、江戸時代には吉田神祇管領と敵対していた石上神宮は、諸種の事情から秀司の動きに好意的になっていきます。

明治5年に「三条の教則」が定められると、これを徹底させる国民教化活動が各地の神社、寺院を説教所として展開していきます。その説教所として明治6年11月にはお屋敷の「つとめ場所」が使われました。これに反対する教祖は「おふでさき」3号を書き、ここから教祖の御苦勞の道が始まります。

明治初年の王政復古、神仏分離は、内山永久寺をはじめ仏教側に大きな打撃を与えたが、石上社では年預、禰宜、還俗人が対立し、近世において配下になることを拒んできた吉田・白川家と接近し、あるいは平田国学の門下となるなど、それぞれが新政府に近づくことで自らを権威付け、社頭支配を優位に進めようとしていた。特に年預は、中山秀司が吉田家の許状を獲得する際に紹介を受けた森屋を頼っており、こうした動きは天理教に対して反対の姿勢を取っていた石上社を軟化させることとなった。また、秀司は、おしゅうの葬儀でいち早く神葬祭を採用し、さらに神社制度が整備され、今までの禰宜、年預などが免職され、国家神道による神社体制に切り替わって山辺郡でも教導活動が行われるようになる、中山家の屋敷をその教導の場に提供したのである。

「明治七年秋迄「別條なくお通りに成りました」と伝えられ、順調に天理教が伸びたとされているこの時期、政治・宗教の混乱もさることながら、明治維新によって許状そのものは無効になったとはいえ、吉田家入門に端を発した神道化の動きはなお続いており、国家の方策に順応する動きがあったからこそ、「別條なく」治まっていたといえるのではないだろうか。
（「王政復古・神仏分離と天理教」幡鎌一弘『教祖とその時代』. P207.1991.道友社）

既に明治六年から石上社では教化活動が盛んに行われていたが、大和国平野部の中では官幣大社間で概ね分担地域が定められていたようであり、神社間のネットワークは教導職の推薦や触伝達を通して既に存在していたとみてよいだろう。また、石上社では神職が寺院を会場として神官が定期的に説教を行っていた。天理教もまた、この教化の中に組み込まれつつあった中、教祖はこの教化に積極的に反対し、自ら行政から信仰差し止めの処置を受ける道を選んだ。（「転輪王講社開設に関するノート」幡鎌一弘『天理教学研究』31号.P196.1992）

石上神宮（布留の宮、石上社）が秀司の裁許状取得を快く思っていなかったことを示す資料

吉田殿御願ヒニ、出頭なりしハ、守屋筑前守、秀司君、山澤良治郎等なり。古市ニ願出で、領主の添書を頂ぎ、吉田殿へ出頭し、七日間かゝれり。歸途行列にて、歸る積りなりし處、布留ノ宮よりハ暴行者を雇入れ、河原城鳥居前にて待伏せ、暴行を加ふる積りなりし。依て間道を取り、別所より豊田ニ入り庄や敷ニ歸れり。

『復元』32号P472〜474
（初代管長様御手記、『教祖傳』明治卅一年七月三日）

なわむね(縄棟)は即ち正法をさして云ふ

おふでさき3号は、その表紙に「明治七年戌年一月ヨリ」とありますが、実際に書かれ始めたのは外冊の第5首目の上に「(陰暦)10月3日」とあることから、明治6年新暦11月22日頃と思われます。

ここで、「たちもの」という言葉が表現しているものとは、具体的には、「つとめ場所」であり、内容的には、その場所で行われた「三条の教則の説教」です。

2の「なわ」には、「ただすーすみなわで曲がりをなおすように、まちがいをただす」(『漢字源』)という意味があり、そこから『評註御筆先』では「なわむね(縄棟)は即ち正法をさして云ふ」としています。この解釈でお屋敷で神道説教が行われた直後にこのおうたが書かれたとすれば、歴史的事実とおうたの意味が素直に結びつくのではないのでしょうか。

1, 2のおうたは、お屋敷に入り込んできた「高山の説教—神道的国民教化の教説」を取り払い、間違いを正して、神の教えに戻せという教祖の思い表現しているのです。

この解釈であれば、3号が《148 高山のせきよきいてしんしつの 神のはなしをきいてしやんせ》で締めくくられていることも理解できます。

2. すきやかにそふぢしたてた事ならば

なむねいそぎたのみいるそや

なわ(縄)とはたゞす(正す)とかなほし(直し)はかる(度る)とかのり(法)とか云ふ言葉である。なわむね(縄棟)は即ち(原文のママ)直棟にして真直の棟即ち正法をさして云ふ。従つて此の一篇の歌旨を簡単に云へば曲がれる道を直くせよと云ふことである。(『評註御筆先』大平隆平.1916(大正5)年.P23)

お屋敷での神道説教以後、神道式祭式が取り払われるまでの動き

年月日	事項	出典・根拠
明治6年11月4日	つとめ場所で神道説教聴衆150名	「原典成立とその時代」池田士郎著
// 6年11/22(陰暦10/3)頃	教祖、「おふでさき3号」を書き始める	外冊、5首目上に「10月3日」とある。
// 7年6月23日	大和神社で三種の神器へ御神体取替	『復元32号』336頁
// 7年8月	仲田、松尾が大和神社へ行き「天神地祇の御姿並に御守護」について聞きに行く。 5-56.けふの日ハなにかみへるやないけれど 八月をみよみなみへるでな	『おふでさき附釈義』(昭和3年)、「おふでさき」5-56(「八月を見よ・・・」)。『おふでさき註釈昭和12年版』は「陰暦8月」。『稿本天理教教祖伝』は「陰暦10月」。
// 7年10月	石上神宮の神職5名お屋敷に来て教祖と問答。警察が来て簾、幣、鏡等を没収し村総代に預ける。	『おふでさき附釈義』(昭和3年)。『稿本天理教教祖伝』にも同内容の記述あり。
// 7年11月15日	教祖他5名、山村御殿へ呼び出される。	「辻忠作手記」(『復元37号』P159)
// 7年12月25日	辻、中田、松尾が中教院に呼び出され、信仰の差し止め、及び屋敷の簾、幣、鏡等を没収。	『稿本教祖様御伝』中山真之亮.明治31年 『稿本天理教教祖伝』にも記述あり。

二十五日(陰暦十一月十七日)になると、奈良中教院から、辻、仲田、松尾の三人を呼び出し、天理王という神は無い。神を拝むなら、大社の神を拝め。世話するなら、中教院を世話せよ。と、信仰を差し止め、その上、お屋敷へやって来て、幣帛、鏡、簾等を没収した。
(『稿本天理教教祖伝』P121)

明治6年11月に石上神宮の神職がつとめ場所で三条の教則説教をしたことに対して教祖は、おふでさき3号1, 2で「そうじ」を求めます。そして「教祖はこの教化に積極的に反対し、自ら行政から信仰差し止めの処置を受ける道を選んだ」ことによって、慶応3年からつとめ場所に祀られ続けていた神道式祭式が行政の手によって撤去され、ここに「そうじ」は完了します。言い方を変えれば、この時まで、「やしきのそうじ」は実行されなかったのです。

「王政復古」を境に神道式祭式の意味は変わった

明治7年の暮れには慶応3年からつとめ場所に祀られていた神道式祭式は没収されてなくなりました。それは「おふでさき3号」2, 3にある「そうじ」が実行されたということでもあります。

神道は慶応3年12月9日の「王政復古」によって、「王政復古＝神武創業の初めに基づき、諸事を一新し、『祭政一致』の制度に回復するため」の道具になったのです。3号に先立つ1号、2号は明治2年に書かれています。すでに吉田神祇管領はその役割を終え、政府の一機関である神祇官がすべての神道を管轄することになっていました。当然お屋敷の中にある神道式祭式の意味も変わっていきます。それは教祖の教えとは相反するものであったのではないのでしょうか。

1号、2号のテーマは「やしきのそふじ」です。

1-29. このたびハやしきのそふじすきやかに
したゝてみせるこれをみてくれ

2-18. なにゝても神のゆう事しかときけ
やしきのそふぢでけた事なら

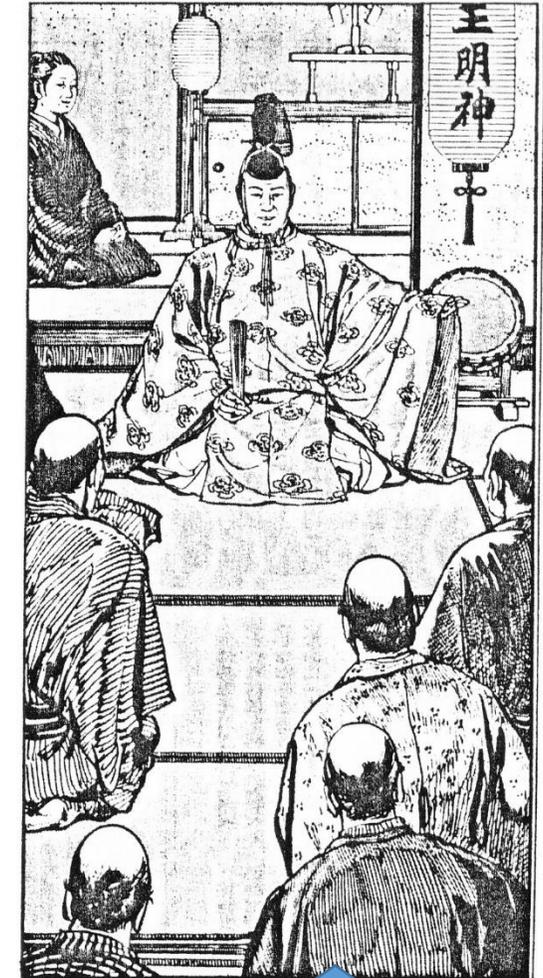
とあります。明治6年暮れ以降の教祖の動きを見る時、すでにその問題意識は明治2年の段階でもあったと考えられます。そのような視点から「おふでさき2号」を読むとどのような解釈が生まれるのでしょうか。



『劇画教祖物語』作画 中城健雄.
原作 服部武四郎.道友社.1991

『劇画中山みき物語』
構成作画 とみ新蔵.
監修 樺本分署跡参考館.
立風書房.1988

「提灯」はいつ
まであったか？



吉田神祇管領から認可される時の条件として、天理王明神と称する事と共に、吉田流儀式一切と大提灯と装束が下げ渡されたが、秀司はそれを大いに喜んで提灯をつとめ場所につけて、装束を着て祓の式や祝詞など声高にあげて、麗々しく振る舞ってみせるのだった。「へえー、えらい偉くなったよーで、すごいもんでござりますなアー」と人々は驚き、かつ有り難がるのだった。



『教祖絵伝』平田弘史。「天理時報」1984.09.16版

吉田神祇管領が果たした役割 ⇒ 各地の神様を格付けし天皇を中心とした記紀神話の体系に組み込んだ

天皇陛下は天照大神様の御子孫で、この世の始めより日本の主におわします。皆の地域にも正一位の位を持った神様がいらっしゃるであろう。実はこれはすべて、天皇陛下から御許しになられたものなのだ。だから天皇陛下は、皆の地域の神様より尊い御方なのである。

これは、明治二（一八六九）年、東北地方に出された告諭の冒頭部分だ。東北地方といえば、京都から遠く離れている上に、幕末・維新の激動期には“奥羽越列藩同盟”を結成して、最後まで天皇を戴く西南雄藩に対抗した大名たちの旧領地だ。そんな地域に天皇の存在を思い知らせるために、明治新政府が最初に切ったカードが、神様の正一位の位だった。地元の神様に位を与えた方がこそが天皇陛下なのだ。つまり天皇とは、普段は意識することはないが、京都という遠いところにおわします、地元の神様よりエライ存在なのだ、という。なるほどわかりやすい。

そこで考えてみよう。江戸時代に諸国の神様に位を与えたのが誰だったかを。天皇が直接与える場合は、非常に高額で、なかなか一般の村が手を出せるものではなかった。むしろ、十八世紀の半ばに意義を失うまで、比較的低廉な価格で神様に位を与えていたのは“神使い”吉田家だった。吉田家による、地元の神社への多数の宗源宣旨の発給がなかったなら、この告諭は意味をなさなかったはずだ。美しい錦の箱に入った宗源宣旨は、下北半島の先端部にある神社にまで行き渡り、今でも大切に保管されている。

諸社禰宜神主法度の発布に伴う、諸国神職への神道裁許状の発給も見逃しがたい。これによって、諸国の多くの神職が、吉田家、つまり朝廷の公家と直接につながるようになったのである。そして、その後続く白川家との門人争奪戦は、専門の神職だけでなく、神社や神様に関わる人のほとんどを朝廷につなげてしまうところに帰結した。周く神社・神道に関わる人々が、古田家・白川家という公家を通して、朝廷、ひいては天皇という権威につながっていったということだ。“神使い”吉田家の活動は、神社を通じて、各地にそのような遺産を残し、明治の国家形成を円滑ならしめることに一役買っていたのである。

それまでは、御神体や祭神が何かわからない神社もたくさんあった。だが、それらは吉田家とつながることで、天皇を中心とした記紀神話の体系に組み込まれていったことも付け加えておこう。

江戸時代の人たちは、天皇を意識することはほとんどなかっただろうが、そこにつながるための端末は、江戸時代の神社を通じて確実に各地に埋め込まれていた。そして明治維新によって、電源が入り、端末が作動した。近代日本において、神社が地元と天皇をつなぐために少なからぬ役割を果たしたことは言うまでもないが、そのようなことを可能にしたのは、ひとえに“神使い”の活動に負うところが大きい。（『吉田神道の四百年』P202～204.井上智勝.2013.講談社）

明治の世になってから秀司は、「祭政一致」の名の下に神道を支配の道具にした政府の末端を担うものになっていました。末端であっても「上」であり、お屋敷の中に「秀司という上」が存在するようになりました。このことを前提にしておふでさき2号を読んでみましょう。

- 2号 1. これからハをくはんみちをつけかける せかいの心みないさめるで
 2. 上たるは心いさんでくるほとに なんどきにくるこくけんがきた
 3. ちやつんであとかりとりてしもたなら あといでるのハよふきづとめや
 4. このつとめとこからくるとをもうかな 上たるところいさみくるぞや

2号の冒頭は大変に陽気で明るいイメージを持っています。ここの解釈として「上=政府」とするのが通例ですが、これでは八島氏のように維新政府は開明的で、教祖の教えを政策として実行するかもしれないというような解釈や、上田氏のように警察が勇んで取締りに来るといったよく分からない見解が導き出されてしまいます。

ここは「秀司という上」が「やしきのそうじー神道的祭式の撤去」を実行したならば、ということが前提にあって、その結果として秀司が中心になってつとめが行われるという希望の見解が表明されているのです。

しかし実際は秀司はそのようには動きません。そのため2号は現状を嘆き、その修正を求めていく内容になっています。

《 高山の方も難渋たすけに目覚めて平等思想の方に進んでくるというような希望が、この明治二年三月には出てくるのです。／ それはこのおつとめに対して、高山が開明思想をとるならば弾圧はしないだろう。大名廃止、かごかき廃止と前々から身分差別撤廃を進めておられた教祖から見ますと、この明治維新によりまして、開明的な政治体制ができるのではないか、という希望も持っておられたのです。》(『ほんあづま』416号.P20.2003.八島英雄)

《 「上」というのは、上に立つ人々、即ち政府であるとか、県庁であるとか、警察にたずさわる人々とかです。……その「上」(カミ)というのが、県庁とか警察であって取締まりの主体になってまいります。そういう人々の心が勇み立ってくる。何時やってくるかも分からん。親神様の目から御覧になると、警察が取り締まりに来たり引っ張りに来たりするのは、矢張り勇んで出て来るわけです。》

(『おふでさき講義』P27.上田嘉成.1973)

2-11「のぼせかんでき」は誰か — 教祖の話を聞かない秀司に対する嘆き

11. 一寸はなしのぼせかんできゆうている やまいでハない神のせきこみ
12. たん／＼としんぢつ神の一ちよふ といてきかせどまだハかりない
13. はや／＼とをもてでよふとをもへども みちがのふてハでるにでられん
14. このみちをはやくつけよとをもへども ほかなるところでつけるところなし

慶応4年の賽銭の上がりを書きとめた帳面『辰年大寶恵』によれば、概算で一日60人が来て、一人当たり米1合を持ってきています。かなりたくさん参詣者があり、賽銭もよっているのに、それは教祖の方へは回らずに、吉田神祇管領から参り所の許可をもらっていた秀司さんが溜めていたらしいこと、また、勤め場所では、教祖の教えではなく、これも吉田神祇管領から許可してもらった「中臣の祓い」などの中臣六根禊の祓いが勤められていたのです。

教祖の立場でこの状況を見れば、賽銭を横取りされるのはまだしも、教えまで、教祖の教えとは異なる中臣の祓いなどが、本来教祖の教えを説くために建てられたつとめ場所でされるのですから、踏んだり蹴ったりです。

これでは、教祖が「のぼせかんでき」（「のぼせ」は逆上、「かんでき」というのは七輪の事で、カンカンになって頭へ来てしまっていること）という状態になるのも当然で、まさにこのように逆上するのは、神一条の話を説きたい「神のせきこみ」です。

こうになってしまうのは、秀司などが、「しんぢつ神の一ちよふ」を「といてきかせどまだハかりない」からで、そのために、教祖が説かれる親神の教えを表に出そうと思うのだが、勤め場所では、神道の祓いなどをしていて説くことが出来ない、「みちがのふてハでるにでられん」というのです。

だからといって、これまで真実の神の話をここで説いてきた経緯がある以上、他の場所で説くわけにもいかない、「ほかなるところでつけるところなし」なわけです。

『おふでさき註釈』P20.現行版

11、世間の人達が、寄ると触ると、あの人逆上しているのだとか、狂気しているのだとかうわさをしているが、決して気違いでも無ければ病気でもない。早くこの道に引寄せたいと思う親神の急ぎ込みである。註 次歌註参照。

12、種々と真実の神一条の道を説いて諭すけれども、未だ悟りがつかないようである。

註 辻忠作の入信は文久三年であるが、その動機は妹くらの発狂からである。彼は一日縁家である禅本の梶本家で、庄屋敷の神様はよろづたすけの神様であると聞き、初めて信仰する気になり、直ぐに教祖様のおひざ元に参って種々とお諭しを受け、信仰すると、くらの発狂はすっかり良くなった。そこで、彼はお道に熱心になり、くらはその後縁あって千束という所へ嫁入りした。ところが、その後彼は種々と家内に反対があったため、つい信仰が鈍り、当時は教祖様の方へ少しも運ばんようになっていたら、不思議にもまたくらが発狂して、縁家からもどされて来た。／ ところで、世間人は、気違いになったから不縁になったのだとか、いや、離縁されたから逆上したのだ、とか、種々取沙汰をしていたが、それは、人間が普通に考えるように病気でもなければ狂気でもなく、教祖様から遠ざかっている彼を、再びこの道に引き寄せようとせられた親神様の深い思召しから手引きせられたのであった。この諭しを受けた彼は、成程自分は心得違いをしていたとさんげして、再び熱心に親神様の御用を勤めるようになった。すると、くらの発狂も忘れたように治まって、復縁出来るようになった。

13. はや／＼とをもてでよふとをもへども みちがのふてハでるにでられん
14. このみちをはやくつけよとをもへども ほかなるところでつけるとこなし
15. このみちをしんぢつをもう事ならば むねのうちよりよろづしやんせ
16. このはなしなんの事やとをもてゐる 神のうちわけばしよせきこむ
17. このみちが一寸みゑかけた事ならば せかいの心みないさみてる
18. なにゝても神のゆう事しかときけ やしきのそふぢでけた事なら

つとめ場所に神道の祭式が祀られている状況(「教祖絵伝」等参照)では、教祖がお屋敷で話をする場所がないのです。そのためには「やしきのそうじ—神道祭式の撤去」が必要なのです。『おふでさき註釈』の説明は当時の御屋敷の状況を全く無視したものです。

現行の註釈にある「各々三十一カ所宛、都合九十三カ所」云々という話は昭和12年版から登場するもので、昭和3年版にはありません。もし教祖が「おふでさき」の解説として註釈にあるような話をしていたとすれば、当然3年版にもあってしかるべきかと思えます。

2012年頃に芹沢茂氏が、「『神の打ち分け場所』の本部解釈には、編集された上田嘉成先生の解釈が入っていると思われる。何を根拠に内・中・外各31か所、辺鄙な所1か所の話が出てくるのか？ 40年祭(大正15(1926)年)倍化運動の一環としての印象がある」と話していたそうです。

13. 今までは、こちらへたずねて来る人に教を垂れていたが、一刻も早くこちらから進んで一般の人々に広く教を説きたい。しかし、その途がなくでは進まない。

14. 世間へ広くこの教を伝えようと思うが、それは、どこでもつけられるかと言うと、そういう訳のものではなく、ほかの所でつける事は出来ない。

15. この神一条の道を真実に心から思うならば、胸をしずめて万事思案せよ。

16. 今論した話の真意は、何処にあると思う、それは国々所々に打ち分け場所の出来るのを急ぐのである。

註 うちわけばしよとは、打ち分け場所で、将来は内、中、外に各々三十一カ所宛、都合九十三カ所出来ると仰せられた。如何に難病の者でも、その打ち分け場所を回っているうちに、病気を救けて頂くのであるが、そのうち一カ所は非常に辺鄙な所にある。しかし、これを略するようでは救からない。又、たとい途中で救かっても、車つえを捨てないで、結構に救けて頂いた事を人々に知らせて、最後にそれをおぢばに納めるので、もし途中でそれを捨てたならば、一旦救けて頂いても、又元通りになる、と仰せられた。

17.、この教がつきかけた事ならば、世の中の人の心は皆勇んで来る。

18. 19. 何事も親神の諭しは心してきけ、屋敷内の胸の掃除が出来て親神にそれが通じたならば、何を言う間もなく東の間にはほこりが取れて終う。

大正、昭和初期の2号13～16の解釈例

奈長谷七里四
 方内三十一ヶ所ト
 稱ノ内三十一ヶ所ト
 七ヶ所ト
 授けけ授の
 けけけ、、、
 種一、
 右をみ
 ヒ元人
 ノ時七日間
 リ給ヒシ
 一給所
 其ケヒシ
 平一ケヒシ
 ハ其ケヒシ
 セラレシナリ

『おふでさき安江本』大正14(1925)年2-16註釈

『評註御筆先』大平隆平.大正5(1916)年
 14. 他の所とは地場以外の土地をさして云ふ。これ天理教が所謂根の教元の教実の教たる所以である。
 16. 神のうちわけばしよとは今日の言葉で云へば教会である。

『おふでさき附釈義1, 2号』昭和3年発行

16. 今論した話の真意は何所にあると思ふ、それはちば以外に此の教を説き神の救ひを取次ぐ場所の出来るのを急ぐのである。

註 「うちわけばしよ」はちばの理を打ち分ける場所である。

「から」「とふぢん」とは何か

31. これからハからとにほんのはなしする なにをゆうともハかりあるまい
32. とふぢんがにほんのぢいゝ入こんで まゝにするのが神のりいふく

「おふでさき」の註釈は昭和3年に発行された『おふでさき附釈義』全5冊に付けられ、現在発行されている『おふでさき註釈』もほぼそれを踏襲しています。ただその中で大きく変わったところが、「から」「とふぢん」「にほん」の部分です。

この変更について「(昭和3年版は)一部分のお歌は国粹主義的前提解釈がなされている。『から』と『にほん』の語句を含むお歌の解釈にそれが著し」かったが、「(戦後版は)昭和三年版の註釈と比較すると殆んどその踏襲であるが、国家主義の色彩は一切取り除かれている」(白石梅夫「おふでさき研究の歴史」)という現状の「おふでさき」解釈を肯定する立場があります。

これに対して、戦前版にも「社会の指導者たる可き上流階級の人達の思想信仰は、外国心酔主義であって、日本固有の美風を軽んじてゐる(3-57註)」といった表現があり、「文明開化政策を採っていた明治政府に対する批判的な釈義になっている」(「復元と革新」幡鎌一弘)という見方もあります。

ただ、明治2年から「やしきのそうじ」というテーマで書かれ始める「おふでさき」の「から」「にほん」という意味の中に「文明開化」に対する批判があったかどうかは、疑問に思います。

民衆思想史家の安丸良夫氏は明治15年頃の言説として「元来天子ト云フモノハ、其始メ己レガ意ニ従ハザル者ヲ伐チ倒シ」とか、「神武天皇が唐土から渡ってきてわが国を征服し、帝位に登って統を万世に垂れた、だから神武天皇はわが国を奪った『大盗賊』で」といった内容を紹介しています。

「おふでさき」が「王政復古＝神武創業」という時代の変化に対応していく秀司の行動に対する批判として書かれ始めたことを思う時、「から」「とうじん」「にほん」という言葉は上記のような言説を前提にして書かれたのではないのでしょうか。

2号31の解釈として安井幹夫氏は《それは地理的、政治的な地域を示す概念ではない。つまり日本、唐というような具体的な地域、国を思い浮かべての解釈は成り立たない、ということである。そのようなごく常識的な考えでいれば、親神の言っている話が何のことか、さっぱり分からなくなるぞ、とまず注意を促された(安井幹夫「おふでさきを学習する」『みちのとも』2001年8月号.P30).(私家版P126)》というのも一考の価値があるかと思えます。ここで安井氏は「とふぢん」を吉田神祇管領から公認を得ていたことという解釈をしています。安井氏は神祇官領の廃止を明治3年としているのですが、実際には慶応4(明治元)年に実質的にその価値を失い、神祇官へ移行していたことを考えると、明治政府が打ち出した新しい神道体制と考えることも導き出すことができるでしょう。

昭和3, 12, 現行の「おふでさき註釈」

『おふでさき附釈義一, 二号』1928(昭和3)年

- 2号31 これからは外国と日本の事に就いて説き諭しをするが、如何なる事を話してもお前達には未だわかるまい。 註「から」は外国の意。
- 32 世界一列はみな兄弟であるから、生みおろした親である神からすると、子の可愛さにかわりはないが、日本はもと／＼根の国宗家の国であり、外国は枝先、分れた国であるから、その親国である日本へ子供の国の者が来て我まゝの振舞をするのは、順序の理を無視したもので、親神の意に添う事が出来ない。
- 33 爰に於て親神は日本の立場を明らかにし、外国人をして次第に此の親神の道に帰依せしむるやう守護するのである。
- 34 今後は外国が枝先であり日本は根本の国である順序の理を明らかにする。この理が人々に諒解出来たら世界は円満に治まるのである。

『おふでさき釈義並に索引』1937(昭和12)年

- 31 註 からは、古昔(むかし)、朝鮮(韓)の称であったが、後、支那(唐)を指し、更に転じて一般外国を意味するようになった。(32~34は、1928年版とほぼ同じ。)

『おふでさき註釈』現行版

- 31、これからはからとにほんの話をするが、親神がどのような事を言うか、一寸には分からないであろう。
註 本歌以下第三四のお歌まで、本号、四七註参照。
- 32、親神の教を未だ知らない者が、にほんにはびこるようになって、思いのままに振舞っているのは、親神のまことにもどかしく思うところである。
註 本号四七註参照。
- 33、親神はだんだんとにほんに親神の真意を行きわたらせ一列を救ける段取りをしているから、未だ親神の教を知らない者にも、やがて神意を了解させて、心置きなく勇んで神恩に浴し得るようにする。
- 34、今後はからとにほんの理を分けるようにするが、これさえ分かって来たら、人々の心は澄み切って世界は円満に治まるようになる。
- 47、〈とふじんとにほんのものとハけるのハ 火と水とをいれてハけるで〉

未だ親神の教えを知らない者と、親神の真意を悟った者とを別けるのは、親神の絶大な力を現わしてすることである。

【註釈】⇒《 にほんとは、創造期に親神様がこの世人間をお創めになったちばのある所、従ってこの度先ずこの教をお説き下さるところ、世界たすけの親里のあるところを言い、からは、創造期に人間が渡って行ったところ、従ってこの度この教の次に普及さるべきところを言う。従って、にほんのものは、最初に親神様に生み下ろされたる者、従って、この度この教を先ず聞かして頂く者、親神様の真意を悟った者を言い、とふじんとは、つづいて生み下ろされた者、従って、この度次にこの教を説き聞かして頂く者、未だ親神様の教を知らぬ者をいう。

にほんとからに関する一れんのお歌は「おふでさき」御執筆当時、科学技術を輸入するに急なあまり、文明の物質面にのみげん惑されて、文明本来の生命である人類愛共存共栄の精神を理解しようともせず、ひたすら物質主義、利己主義の人間思案に流れていた当時の人々に厳しく御警告になって、早く親神様の真意を悟りたすけ一条の精神に目ざめよ、と御激励になったお歌である。即ち、親神様のお目からごらんになると世界一列の人間は皆可愛い子供であって、親神様の真意を知るも知らぬも、先に教を受ける者も次に教を受ける者も、その間に何の分け隔てもなく、究極に於て、一列人間を皆同様に救いたいというのが親心であるから、親神様は一列の心が澄切って一列兄弟の真実にめざめ、互い立て合い助け合いの心を定めて朗らかに和やかに陽気ぐらしをする日を、一日も早くとお急き込み下されている。》

かくして出版されたおふでさき本文は、正冊の変体仮名は現代仮名遣いに改め、各号毎にお歌は一首二行に並べ、各歌の上に最初から順位番号を附してある。註釈は各歌の下にあり、昭和二十三年版と死んど同一であるが、一部分のお歌は国粹主義的前提解釈がなされている。「から」と「にほん」の語句を含むお歌の解釈にそれが著しい。例えば 八六 いまゝではからがにほんをまゝにした 神のざんねんなんとしよやら

「今迄は根の国である日本に、外来の思想が勢力を得て、人々がそれに扉かうとしてゐたのが親神の残念とする所である」
(三 86)

八八 をなじきのねへとゑだとの事ならば ゑたはをれくるねはさかいでる

「日本と外国とは丁度木の根と枝との関係の様なもので、枝は折られる事はあつても根は栄える一方で、今は外国の方が栄えている様に思うが、これからは必ず根の国である日本が外国を凌ぐ様になる」 (三 88)

.....

...二十三年十月にはおふでさきが公刊された。これは両年祭記念本と同じ体裁で全歌を収め、末尾に附した註釈は僅少のイデオロギーも混在していない純粋な釈義である。昭和三年版の註釈と比較すると殆んどその踏襲であるが、国家主義の色彩は一切取り除かれている。

(「おふでさき研究の歴史」白石梅夫.1964.『天理教校論叢』5号.P26.P33)

白石の言う「国家主義」的な釈義であっても、よく読むと、そうとは言い切れない面がある。そもそも「から」「にほん」は、政治・社会に対する批判にもなっていた。たとえば、「高山のにほんのものととふぢんと わけるもよふもこれもはしらや」(二号46)は、「国民の上層部の人々の間にも、正しい日本精神に目覚めた者と、未だ外来思想に眩惑されて居る者とあるが、この選り分けが何より肝心な事で、その選り分けの為めにも甘露台の建設を急ぐのである」(三七年版)と解説される。あるいは「社会の指導者たる可き上流階級の人達の思想信仰は、外国心酔主義であつて、日本固有の美風を軽んじてゐる」(三号57三七年版註)と書かれている。後者には、「高山とは上流階級、知識階級等を指す」「とぶじんとは、外国のものと云う意味で、外来思想を指す」と註が添えられ、ややぼかされたものになっているが、文明開化政策を採っていた明治政府に対する批判的な釈義になっている。

「革新」に際して、「屋敷のいんねん、旬刻限、魂のいんねん」とともに、「たいしや高山、高山、とふじん(唐人)、から(唐)」も使用を禁止されている。国家に迎合した解釈ならば、禁止の必要などない。その理由は、その用語が国家主義だからではなく、「から」「にほん」が「高山」などと結びついて、国家批判となっていたからであろう。

(「復元と革新」幡鎌一弘.『戦争と宗教』2006.天理大学出版部.P157)

【(神武天皇を唐土から渡ってきたものとする言説 『近代天皇像の形成』安丸良夫.P259.1992.岩波書店)】

《だが、演説会が弾圧されて、民権派と権力との対決が緊張を加えてくると、急進的な民権青年のなかには、指導者たちの秩序観をこえて反逆精神を昂揚させる者が続出し、天皇に批判の刃を向ける者も出現した。そのころ、民権派青年に愛誦された漢詩の一節に、

王侯相将彼何者 天資自由与此生

一刀両断君主(首?) 天日光寒巴里城

とあり、宮崎夢柳『仏蘭西革命記・自由之凱歌』などの政治小説も、フランス革命へのロマン的傾倒を生みだしていた。こうした昂揚のなかでおこなわれた演説会で天皇にかかわるいくつかの不敬事件が生れたが、たとえば、八一年十月八日の静岡の演説会で、前島豊太郎は、

元来天子ト云フモノハ、其始メ己レガ意ニ従ハザル者ヲ伐チ倒シ、踐ミ倒シ、切り倒シ、而シテ遂ニ此国ヲ我ガ所有物ノ如クセシモノナリ。因テ之ヲ一言ニシテ云ハズ、大賊ノ第一等ナルモノナリ。……抑モ天子ノ成立ト云フモノハ、彼ノ蜂須賀小六ノ成立ト少シモ不相異……(前掲『天皇と華族』、221頁)

とのべて罰された。八二年三月の伊賀国上野における大庭成章の演説も、神武天皇が唐土から渡ってきてわが国を征服し、帝位に登って統を万世に垂れた、だから神武天皇はわが国を奪った「大盗賊」で、「故を以て其子孫は則ち国賊の末裔にして、現に今上皇帝の如きも均しく我国の賊といふべし」と、のべたという(同右書、二三四頁)。三島県令との対決を強めていた八二年の福島県の演説会でも、人間は元来「同等同権」のものなのに、「帝ト歟王ト歟ト云フ悪人ニ高位ヲ授ケ猥リニ威権ヲ与へ、其帝王ガ無限ノ権威ヲ逞フシ、下民ヲ牛馬ノ如ク制圧」しているとして、こうした「慣習」を打破せよとのべて、演説会は中止解散となった(『福島県史11 近代資料1』、三〇二-三頁)。高知県の民権家坂崎斌(さかん)のばあいは、民権講談の席で、「天子ハ人民ヨリ税ヲ絞リテ独リ安坐ス。税ヲ取りテ上坐ニ位ヒスルハ天子ト私シノ二人ナリ」と諧謔的にのべて、不敬罪で処罰された。八二年五月の熊本の演説会でも、急進派の弁士が、

蕎麦ト云フモノハ三ツノ角アリ。最初ハ食物ニアラズ。之ヲ石臼ニテ碎キ潰シタレバ、始メテ白粉トナリ、人間ノ食物トナリ、滋養物トナル也。三角ヲ碎クニ非レバ、人間ノ食物トナル事ナシ。三角ハ則チ帝ト同ジ。之ヲ碎クニ非レバ、自由権利ヲ伸ル事能フマジ云々。将、神武天皇ハ支那ヨリ渡リ来テ、日本国ヲ盗ミタル者ナリ云々。(『保古飛呂比』11、一三〇-一頁)

とのべて、即座に拘引されたという。また、天皇制批判とはべつの次元ではあるが、「日本政府ノ管下ニアルヲ好マズ」として、「日本政府脱管届」を提出する人物(栗原寛亮・宮地茂平)が出現したり、「彼の代議と云ひ立憲と云ふも亦た各々庄制干渉を有するものなれば、自分は寧ろ無政体を希望するものなり」とする、大阪事件の指導者稲垣示のような人物もいた(前掲『民衆運動』、二四四-四五頁、三八〇頁)。》